

腎不全の症状緩和等に関する研修体制支援事業

公募要領

令和8年1月

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課

腎不全の症状緩和等に関する研修体制支援事業

公募要領

1. 目的

緩和ケアの体制はがん領域を中心に整備が進められてきたが、非がん領域については課題が残っている。特に腎不全患者の症状緩和に関するケアについては、腎不全患者を診療する医療従事者が緩和ケアを学ぶための研修体制が十分ではないといった課題があり、腎不全患者の緩和ケアの研修体制の整備が必要である。

これらの課題を踏まえ、令和7年9月に作成された「腎不全患者のための緩和ケアガイダンス」（以下「ガイダンス」という。）に基づき、適切に対処できる専門的な知識をもった人材の育成や体制整備を促すため、研修体制を整備することを目的とする。

2. 応募の資格

以下の（1）～（9）の全ての要件を満たす法人格を有する団体であること。

- （1）本事業に関する事務処理等を適切に実施する能力を有すること。
- （2）本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力を有すること。
- （3）厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- （4）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- （5）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- （6）腎不全医療及び緩和ケアに関して、学術研究や教育等を実施する団体であること。
- （7）全国を対象とした研修を複数回以上実施した実績があること。
- （8）ガイダンスの内容を正しく理解することができ、ガイダンスに基づいた研修コンテンツの作成ができること。
- （9）関連学会と連携して取り組むことができる体制が構築できること。

3. 事業内容等

（1）事業内容

- ①ガイダンスの内容に基づき、腎不全緩和ケアに関わる医療従事者（例えば、医師、看護師、薬剤師、医療ソーシャルワーカー等）を対象とした

研修資材・啓発資材の作成を行う。また、作成した資材については、可能な限り広く公開し、なるべく全ての腎不全診療に関わる医療者が利用できること。

- ② ①で作成した資材等を活用し、腎不全緩和ケアに関わる医療従事者（例えば、医師、看護師、薬剤師、医療ソーシャルワーカー等）を対象とした研修会の開催を行う。
- ③ 腎不全緩和ケアを行う医療従事者が、患者家族との円滑な共同意思決定を行うために利用できる説明資材（パンフレット等）を作成する。
- ④ 全国を対象とした腎不全緩和ケアの実施状況等に係る調査を実施する。
必要に応じて、①～③の事業に調査結果を活用すること。
- ⑤ 作成した資材は、既存の制度（例えば医学系学術団体であれば専門医制度等）に組込むなど、持続可能性を考慮した長期的な計画を立てること。
- ⑥ ワーキンググループ（WG）の設置・開催
本事業を円滑に進めるため、関連学会で構成されるWGを設置すること。
WGは定期的に会議を開催し、そこでの意見を踏まえながら、事業を進めることとする。

○ 委員の選定

WGの委員は6名以上を予定している。会議でのテーマ案も踏まえながら委員について提案を行い、健康・生活衛生局がん・疾病対策課（以下、「がん・疾病対策課」という。）の担当者が了解した委員に委嘱手続き等を行うこと。

○ WGによる会議の開催

本会議は3回以上の開催を予定している。第1回については、令和8年春～夏に開催すること。第2回以降については、議論の進捗状況を踏まえ開催すること。受託者においては、各開催の会議資料を作成し、WG当日の司会を行うこと。

○ WGで検討する議題は以下の通り

- 研修資材・啓発資材や研修の内容（上記①～③）に係る検討
- 全国調査（上記④）の計画等に係る検討
- 既存の制度（上記⑤）との紐付け等、長期的な計画に係る検討 等

（2）実施期間

実施通知後から令和9年3月31日までとする。

（3）補助選定予定数

本事業における選定予定数は、1法人の予定である。

4. 対象経費等

本補助金は、予算の範囲内において補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)などの関係法令のほか、別に定める交付要綱の定めにより交付する。

(1) 計画所要額

経費の補助については、別に定める「感染症予防事業費等国庫補助（負担）金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づいて行われるものである。なお、予算の範囲内で国庫補助が行われるものであり、補助額は計画所要額を下回ることがあるので留意すること。

なお、補助額は概ね2,180万円の予定である。

(2) 補助対象予定経費

諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、共済費、雑役務費及び委託費

5. 留意事項

- (1) 事業の実施目的及び期待する成果が明確で、適切な事業計画が策定されていること。
- (2) 事業内容に即した所要額見積もりであること。
- (3) 経費については社会通念上相応の単価を用い、事業内容に照らして適切な員数、回数、数量等を見込んで積算すること。ただし、これによりがたい相当の理由がある場合には、その理由や積算の考え方などを記した書面を計画書に添付すること。
- (4) 補助対象事業について、他の機関からの補助を受ける場合にあっては、本事業にかかる経費から他の補助金を控除した額を上限とすること。
- (5) 本事業の成果物については、腎不全緩和ケアの研修体制の普及を図ることを目的として、厚生労働省のホームページや厚生労働省における検討会において公表があるので留意すること。

6. 応募方法

(1) 提出書類

- ・腎不全の症状緩和等に関する研修体制支援事業計画書（様式1）に必要事項を記入の上、以下の文書を添付する。また、書面審査の予定であるため、必要に応じて事業計画に関する参考となる資料があれば併せて提出すること。
- ・団体概要（様式2）
- ・事業計画書（様式3）
- ・所要額内訳書（様式4）
- ・その他添付資料
　定款（寄付行為）、財産目録、貸借対照表の写し、事業計画に関する参考資料

（2）提出先

以下のいずれかの方法により令和8年3月2日（月）17時（必着）までに提出すること。

① 書面による場合

A4用紙両面刷りにより、以下の宛先まで1部送付すること。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課CKD対策係 宛

② 電子媒体による場合

電子媒体（PDF）を以下のメールアドレス宛に送付すること。

メールアドレス：mhlw-disease@mhlw.go.jp

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課CKD対策係 宛

（PDFは、可能な範囲でテキスト認識可能な電子媒体で提出すること。）

（3）提出に当たっての注意事項

- ① 理由の如何にかかわらず、提出した応募書等を変更又は取り消すことはできない。
- ② 提出された応募書等は、当該審査以外に提出者に許可なく使用しない。
- ③ 応募書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- ④ 電話やメールによる質問及び追加資料の提出を求める場合がある。
- ⑤ 虚偽の記載をした申請は無効とする。
- ⑥ 一法人当たり1件の申請を限度とし、それを超える申し込みを行った場合はすべての申請を無効とする。
- ⑦ 応募資格を満たさない法人の申請は無効とする。

⑧ 前記⑤～⑦までに掲げるほか、本公募要領に違反した申請は無効とする。

7. 採択方法

(1) 審査の方法

採択については、がん・疾病対策課において、応募要件に該当する旨を確認した後、応募内容等を審査する。審査は、がん・疾病対策課において、本事業に関する審査委員会を設置し、審査の基準に基づき実施する。

審査委員会は、申請者から提出された応募書等の内容について、書類審査及び必要に応じてメールによる質疑応答を行い、それらの評価結果を基に、事業規模と予算額とともに応募の事業内容を勘案し、最も優秀と認められる法人を選定する。なお、審査は非公開で行い、その経緯は通知せず問い合わせにも応じない。

(2) 審査の手順

審査は、原則として書面審査により行うこととし、以下の手順で実施する。

① 形式審査

提出された応募書等について、がん・疾病対策課において「2. 応募の資格」への適合性について審査する。なお、「2. 応募の資格」を満たしていないものについては、②以降の審査対象から除外する。

② 書類審査

審査委員会により書類審査を実施する。

③ メールによる質疑応答

必要に応じて、審査委員会より申請者(代理も可)に対してメールによる質疑応答を実施する。

④ 最終審査

書類審査及びメールによる質疑応答における評価等を踏まえ、審査委員会において、最終審査を実施し法人を決定する。

(3) 審査の基準

審査の基準は以下のとおりとする。

① 事務処理能力(業務遂行体制)

・事業を実施するために必要な体制(人員、事務処理体制(国庫補助金の事務処理を含む。)、管理体制)を有しているか。

② 資材の作成体制

・ガイダンスの内容を正しく理解し、腎不全緩和ケアの研修に資する研修資

材・啓発資材の作成を行う体制が備わっているか。

③ 研修の実施体制

・過去の実績等も考慮し、広く医療従事者を対象とした研修を実施することで、研修体制の構築を推進するための体制が備わっているか。

④ 事業内容

- ・公募要領の内容を踏まえた内容となっているか。
- ・今後の研修体制の構築に寄与する内容となっているか。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、審査委員会における最終審査が終了次第、採択の可否及び国庫補助基準額について、速やかに応募法人に対して通知する。なお、採択決定後において、厚生労働省が指示する補助金に関する書類の提出期限を守らない場合は、採択の取消しを行うこともあるので十分留意すること。

(5) 審査スケジュール予定

提出期間：令和8年1月29日（木）～令和8年3月2日（月）（必着）

審査期間：令和8年3月中～下旬

結果連絡：令和8年3月下旬～4月上旬

※上記スケジュールは目安であり、諸般の事情により変更されることがある

8. 本事業の照会先

本事業に関する照会先は以下のとおりとする。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課C KD対策係

電話：03-5253-1111（内2359）

メールアドレス：mhlw-disease@mhlw.go.jp